

春日部市中小企業近代化資金融資あつ旋条例及び春日部市小口特別融資あつ旋条例の
一部を改正する条例

(春日部市中小企業近代化資金融資あつ旋条例の一部改正)

第1条 春日部市中小企業近代化資金融資あつ旋条例（平成17年条例第127号）の一部
を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引
かれた字句に改める。

改正後	改正前
(融資あつ旋の条件) 第5条 (5) 連帯保証人 <u>市長が別に定める場合を除き、個人の場合は不要とし、法人の場合はその代表者とする。</u>	(融資あつ旋の条件) 第5条 (5) 連帯保証人 <u>個人の場合1人以上、法人の場合2人以上</u> とする。

(春日部市小口特別融資あつ旋条例の一部改正)

第2条 春日部市小口特別融資あつ旋条例（平成17年条例第128号）の一部を次のよう
に改正する。

(1) 次の表中、改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）に対応する改正前の欄の
項が存在しない場合にあっては、当該改正後の項を加える。

(2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引
かれた字句に改める。

改正後	改正前
(融資あつ旋の条件) 第5条 (5) 連帯保証人 <u>市長が別に定める場合を除き、個人の場合は不要とし、法人の場合はその代表者とする。</u>	(融資あつ旋の条件) 第5条 (5) <u>保証人及び担保 連帯保証人を個人の場合1人以上、法人の場合2人以上とし、必要に応じ物的担保を提供させることができる。</u> <u>ただし、埼玉県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の定める特別小口無担保無保証人保証制度要綱の適用を受ける者は、この限りでない。</u>

(損失補償)

第15条 市は、この融資において保証協会が代位弁済をした場合は、その支払われた元金から中小企業信用保険法に基づき受領した保険金を控除した額の2分の1と、これによって支払う利息額との合計額を保証協会に補償するものとする。ただし、保証協会の責によらず保険金を受領できないときは、保証協会が代位弁済に際して支払う代位弁済元金及び利息額の合計額とする。

(損失補償)

第15条 市は、この融資において保証協会が代位弁済をした場合は、代位弁済元金の10分の1と、これによって支払う利息額との合計額を保証協会に補償するものとする。ただし、保証協会の責によらず保険金を受領できないときは、保証協会が代位弁済に際して支払う代位弁済元金及び利息額の合計額とする。

附 則

この条例は、平成19年1月1日から施行する。ただし、第2条中春日部市小口特別融資あつ旋条例第15条の改正部分は、公布の日から施行する。